

川口税務署からの確定申告に関する重要なお知らせ

1 確定申告に便利なID・パスワードを取得しよう！

平成31年1月から、e-Tax利用手続が簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで、e-Tax申告ができるようになります。

ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでなくても、ご自宅からパソコンやスマートフォンで簡単にe-Tax申告することができます（※1）。

なお、ID・パスワードは税務署において5分程度で発行を受けられますので、取得されていない方は、是非お早めに取得してください（※2・※3）。

※1 マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちの方は、「マイナンバーカード方式」によるe-Taxをご利用いただけます。

※2 ID・パスワード取得の際は、運転免許証（写しでも可）などの本人確認書類をお持ちください。

※3 平成30年1月以降、SKIP会場や窓口等で、ID・パスワードの発行を受けている方は、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する税務署の確定申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成いただけますし、ご不明な点は電話で問合せできます。

なお、申告書は、e-Taxで送信（ID・パスワードを入力して送信又はマイナンバーカードを使って送信）、印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

特に、ID・パスワードによるe-Taxは便利ですので、平成30年分の確定申告は、税務署でID・パスワードを取得していただき、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、ID・パスワードによるe-Taxをご利用ください。

3 いつでもどこでもスマホで申告！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも申告書が作成できます。

平成31年1月から、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方向けに、入力が簡単な「スマホ専用画面」を用意しており、ID・パスワードを利用してe-Taxで申告することができますので、該当する方は「スマホ専用画面」をご利用ください。

4 医療費控除に関する明細書の提出義務化について

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は 5 年間保存する必要があります。

※ 平成 31 年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

5 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成 27 年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

6 配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成 30 年分の確定申告から次のとおり改正されます。

(1) 配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。

また、控除額について、改正前は一律 38 万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、①900 万円以下の場合は 38 万円（48 万円）、②900 万円超 950 万円以下の場合は 26 万円（32 万円）、③950 万円超 1,000 万円以下の場合は 13 万円（16 万円）とされました（※）。

※ () 内の金額は、老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、12 月 31 日現在の年齢が 70 歳以上の者をいいます。）の場合となります。

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサー N o. 1195」を御覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。